

審査請求人 が平成22年 月 日付けで提起した保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主

仙台市泉福祉事務所長が平成22年7月30日付けで審査請求人のでは対してした保護変更決定処分を取り消す。

## 第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

仙台市泉福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が平成22年7月30日付けH22泉保護第3号で審査請求人の選集 (以下「請求人」という。)に対してした保護変更決定処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるものである。

- 2 審査請求の理由
- (1) 生活保護受給者が、 を有している場合、通常の障害者加算に加えて、 重度障害者加算を上乗せしなければならないことは、 処分庁において当然に把握していなければ ならない。
- (2) 請求人は、平成 年 月 日に それを仙台市泉福 祉事務所の担当のケースワーカーに提示し、その結果、 は受給することになったが、処分庁は、請求人が を提示した時点で重度障害 者加算につき何ら調査・確認せず、当該加算がなされることにつき請求人に教示することもせず、 平成 年 月に、 か月分のみ遡及支給する本件処分をした。
- (3) 請求人の ドラス (1) については、 ドラス (1) によいても、 と、本件処分がなされた平成 (1) 年 月とで特段の変化はないので、平成 (1) 年 月においても、 処分庁による調査・確認がなされていれば、 重度障害者加算に該当したことは明らかである。

したがって、平成 年 月において、処分庁は、調査・確認のうえ、職権をもって重度障害者加算を行うべきであり、また、少なくとも、当該加算の存在を知らない請求人に対して、調査・確認の結果として当該加算が可能であることを教示して、申請の機会を与えるべきであった。それにもかかわらず、調査・確認を行わず、職権による重度障害者加算を行うことも、当該加算が可能であることにつき教示することもしなかった処分庁の対応は、明らかに不当であり、過失による違法な不作為であったと評価せざるを得ない。

(4) 処分庁の過失による違法な不作為を原因として、平成 年 月から重度障害者加算を受給できなかったことにより、請求人は、平成 年 月から平成 年 月まで、憲法第25条第1項及び生活保護法(昭和25年法律第144号)が保障する最低限度の生活を下回る生活を強いられ、食費を削るなどして自身の にも支障をきたし、 1年以上の長期間にわたり、経済的のみならず精神的にも甚大な苦痛を被ってきた。

したがって、処分庁の責任は重大である。

(5) 以上から、本件処分の違法性・不当性は明らかである。

## 第2 認定事実及び判断

請求人から提出された審査請求書,反論書及び添付資料並びに処分庁から提出された弁明書及び本件処分に関する書類によれば、次の事実が認められる。

## 1 認定事実

- (1) 処分庁は、平成 年 月 日に、請求人に対する保護を開始したこと。
- (2) 処分庁は、平成 年 月 日 日に、請求人から を受け取った旨の届 出がなされたこと。

- (5) 処分庁は、平成22年7月30日付けH22泉保護第3号で、本件処分を行ったこと。
- (6) 請求人は、本件処分について、平成22年 月 日付けで審査請求を行ったこと。

## 2 判断

- (1) いわゆる介護加算(重度障害者加算)については、「生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)」別表第1第2章-2-(3)において、「特別児童扶養手当等の支給関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に定める程度の廃疾の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者(児童福祉法に規定する肢体不自由児施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者等、当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第1条に規定する施設に入所している者を除く。)については、別に14、380円を算定するものとする」と定められている。
- (3) 本件処分に関し、処分庁は、弁明書において「介護加算(重度障害者加算)の認定がなされていないことを発見した後、生活保護手帳別冊問答集2010問13-2に基づいて適正に処理し、本件処分を行った」と主張している。確かに、厚生労働省が示している「生活保護手帳別冊問答集2010」の問13-2の答においては、「本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最い低生活費の遡及変更は2か月程度(発見月及びその前月分まで)と考えるべきであろう」とされているところである。
- (4) しかし、当該問答については、その前段において「本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもある」としていることから、被保護者の届出や申請等が遅れたことに起因する場合の遡及支給を想定しているものと解される。

本件においては、前記1(2)のとおり平成 年 月に請求人が処分庁に対し

- (5) また、処分庁は、「生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日付け社発第246号 厚生省社会局長通知)」第7の10(4)に定めるとおり、同通知の規定による「基準によりがたい特別の事情がある場合」として、「厚生労働大臣に情報提供する」などにより、介護加算(重度障害者加算)を遡及支給することについて検討することも可能であったにもかかわらず、本件についてそのような検討がなされた事実は認められない。
- (6) したがって、本件処分はその理由に妥当性がなく、調査検討が不十分な瑕疵ある処分といわざるを得ず、取り消すのが妥当であると判断する。

以上のとおり、本件処分は不当な処分であり、請求人の主張は、理由があるものと認め、行政不服審 査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。



平成23年2月22日

宮城県知事 村 井 嘉

